

原木きのこ生産工程管理表(指導者用)

注:赤字は重要管理点

大番号	中番号	工程	目的	取組事項	具体的な取組	補足説明
①	1	原木林の選定、立木の扱いおよび伐採原木の管理	原木林・分析用立木の選定	指標値以下の原木林の把握	・県に問い合わせ確認する ・文部科学省の航空機モニタリングによる汚染度マップを活用する	・文部科学省は航空機により地表面から1mの空間線量率、地表面のセシウム沈着量を都道府県ごとに調査結果を公表している
	2			好ましい伐採単位の決め方	・分析値のバラツキを少なくするため、ロット ¹⁾ を一山単位(約1ha)の考えもある	・「きのこ原木及び菌床用培地中の放射線セシウム測定のための検査方法」では同一市町村の累計10ha以下を一ロット ¹⁾ としている
	3			分析用立木の選定方法	・空間線量の高い箇所から立木を選定する ・玉切り後、径級が細い原木を分析試料とするのが望ましい	・「きのこ原木及び菌床用培地中の放射線セシウム測定のための検査方法」では森林の林縁(林道脇等)の立木からランダムに3本選出、立木の選定に当たり空間線量を記録するとともに立木の表面線量の予備調査が望ましい ・広域において、空間線量率と原木全体の放射線量の相関がある報告はある。同一の林内では相関はないが、空間線量率と原木樹皮の放射線量の相関がある報告はある。
	4		*重要管理点:分析した立木を3区分(セシウム134,137合計50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類し、区分毎の原木林の取扱	指標値(50ベクレル/kg)以下の立木	・指標値以下の原木林である。伐採し、原木として使用できる	・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 ・指標値は、原木の含水率が12%の状態での値
	5			50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の立木	・50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の原木林である。 ・望ましくは伐採せず、原木として使用しない。 ・やむなく伐採し、原木として使用する場合は、伐採時の都道府県で使用し、ロット ²⁾ 管理する。	・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 ・伐採した同一都道府県で原木を除染し、指標値以下となった場合、指標値以下の原木の扱いとなる
	6			100ベクレル/kg超の立木	・100ベクレル/kg超の原木林である。 ・伐採を行わず、原木として使用できない	・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」に基づき管理
	7		放射性物質量が少ない原木確保	原木の使用径級	・先端ほど放射性物質量が高いので細径原木は除外する	・放射性物質は材部より樹皮に多く含まれており、径級が太いものより細いものが樹皮が相対的に多くなる ・ただし、具体的な使用可能な径級の値は現時点では示せない
	8		伐採原木の放射性物質の付着防止	伐採原木の管理方法	・伐採後の原木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着。接触しないように、原木をブロックなどに置き、シートで覆う	
	9		体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する	
	10			作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する	
	11		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材の洗浄	・使用した機械、機材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	
	12		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
	13		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する	
②	1	購入原木の購入時の確認、管理	*重要管理点:原木が指標値(50ベクレル/kg)以下であることの確認	購入原木が指標値以下の確認	・購入業者から原木の伐採の場所、伐採後の原木の取扱方法、検査方法、検査値を確認する	・伐採箇所が複数の場合、箇所毎に管理をしているか確認 ・ロット ³⁾ が大きい場合に特に注意が必要 ・分析値確認の意味で生産者で分析を行うことも必要
	2		九州、中国地域からの原木のハラアコブカミキリ対応	九州、中国地域からの原木・ほだ木の移動は冬期に行う	・九州、中国地域ではほだ木に害虫ハラアコブカミキリの生息事例があり、この地方からの原木を使用する場合注意する	
	3		ナラ枯れ対応	ナラ枯れ地域からの原木の確認	・カシノナガキイムシの穿孔被害のない原木を購入 ・やむを得ず、ナラ枯れ原木を購入する場合はカシノナガキイムシ成虫の羽化脱出が終了する11月以降に原木を購入	・30都道府県で確認されたナラ枯れ被害の原木を使用する場合注意する
	4		原木の放射性物質の付着防止	購入原木の管理方法	・購入原木が野外に置かれている場合は粉塵、土、腐植層など付着・接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う	
③	1	原木の除染	原木の放射性物質量の低減	除染機、高圧洗浄機等での原木の除染	・流水しながら除染機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を除染する ・除染時に発生した、沈殿物、浮遊物に放射性物質が特に吸着しており、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する ・排水はゼオライト等で放射性物質を吸着させた後、排水するほうが望ましい	・経過措置原木・ほだ木を除染し、指標値以下になれば指標値以下の原木・ほだ木と同等な扱いになる ・飲用水のセシウム基準値は10ベクレル/kgであるが、放射性物質に関する排水基準値はない(ただし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(「線量告示」)平成13年経済産業省告示第187号において、セシウム134、137それぞれ60.90ベクレル/kgと定めている)

③	原木の除染	2	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する	
		3	体内への放射性物質の取込み防止	作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する	
		4	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材の洗浄	・使用した機械、機材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	
		5	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
		6	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する	
		④	1	植菌前原木の管理	原木の放射性物質の付着防止	植菌前原木の管理方法
⑤-1	植菌(野外)	1	植菌工程での放射性物質量の低減	野外での植菌場所の選定、環境整備	・空間線量率の低い場所で行う	・文部科学省は航空機により地表面から1mの空間線量率を都道府県ごとに調査結果を公表している ・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要
		2		野外での植菌作業	・原木、植菌したほだ木はシート、ブロックなど上に置き、直接地面につけない ・種菌は室内に保管する ・植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行う。 ・使用器材はシートなどの上に置き、直接地面と接触させない ・原木のロット ⁴⁾ 毎に清掃し、ロット ⁴⁾ 管理を徹底する	・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所毎にロット ⁴⁾ 管理を行う。品種毎にロット管理を行ってもかまわないが、品種の違いによるきのこの中の放射性物質量のデータはない ・清掃は放射性物質が吸着した樹皮、原木に付着している汚染土壌、粉塵等を回収することを念頭において行う
		3	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する	
		4	作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する		
		5	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	
		6	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
		7	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する	
⑤-2	1	植菌	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する(下から4m程度) ・既存施設(ハウス)は必要に応じて、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられ	・農林水産省は[森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針]を公表しており、枝葉は3-4年で更新する ・国有林における森林除染事業において、枝葉の除去は地上から4m程度としている ・放射性物質の除去は上層から下層に向かって行う ・土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない
⑤-2	植菌	2	施設内の放射性物質量の低減	作業時の服装	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する	
		3	植菌工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での植菌作業	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵、土をもちこまない ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・植菌するまで種菌は室内に保管する ・原木及び植菌したほだ木はシートやブロックなど上に置き、直接地面につけない	・放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいため注意 ・清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う ・山水は使用しない ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所毎にロット ⁴⁾ 管理を行う。品種毎のロット管理も行ってもかまわないが、品種間でのきのこの中の放射性物質量のデータはない
		4	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	
		5	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
		6	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する	

⑥	1	購入ほだ木の購入時の確認	*重要管理点:購入ほだ木が指標値(50ベクレル/kg以下)であることの確認	購入ほだ木が指標値以下の確認	・購入業者から原木の伐採場所、伐採後の原木の取扱方法、植菌場所、ほだ木の取扱方法、検査方法、検査値を確認する	・伐採箇所が複数の場合、箇所毎に管理をしているか確認 ・ロット ³⁾ が大きい場合に特に注意が必要 ・分析値確認の意味で生産者で分析を行うことも必要 ・指標値は、ほだ木の含水率が12%の状態での値
	⑦	1	伏込み前ほだ木管理	ほだ木の放射性物質の付着防止	伏込み前ほだ木の管理方法	・伏込み前ほだ木が野外に置かれている場合は粉塵、土などが付着・接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆
⑧-1	1	仮伏せ(野外)	仮伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での仮伏せ場所の選定、環境整備	・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する(下から4m程度)	・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない
	⑧-1	2	仮伏せ(野外)	仮伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での仮伏せ作業	・ほだ木のロット ⁵⁾ 管理を徹底する ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆う ・ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない ・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、シートなど敷く方法もある ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する
3		体内への放射性物質の取込み防止		作業時の服装	・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する	
4		使用機械等の放射性物質量の低減		作業終了後、体の裸出部分洗浄	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する	
5		使用機械等の放射性物質量の低減		使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シート、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	
6		放射性物質汚染物の処分		放射性物質汚染物としての処分	・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
7		トレーサビリティ対応		作業活動の記録、保存	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する	
⑧-2		1		施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウスの)場所の選定、環境整備	・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する(下から4m程度) ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する
	作業時の服装		・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する			
	3	仮伏せ工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内での仮伏せ作業	・施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい ・ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない ・ハウス内の清掃、洗浄を行う ・ほだ木のロット ⁵⁾ 管理を徹底する ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	・放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 ・清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所毎にロット ⁵⁾ 管理する ・山水は使用しない	
	4	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	・使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する		

⑧-2	5	仮伏せ(施設)	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
			トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	
⑨-1	1	本伏せ(野外)	野外での本伏せ(人工ほだ場 ^{注2})を含む場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する(下から4m程度) ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針を公表している ・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない 	
			本伏せ工程での放射性物質量の低減	野外での本伏せ作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木のロット⁶⁾管理を徹底する ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、かや、シートなどを敷く方法もある ・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所毎にロット⁶⁾管理を行う ・山水は可能な限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除く
	3	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する 		
	4		作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・手足、顔など裸出部分を洗浄する 		
	5	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
	6	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
	7	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
⑨-2	1	本伏せ(施設)	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する(下から4m程度) ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのビニール、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は[森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針]を公表しており、枝葉は3-4年で更新する ・国有林における森林除染事業において、枝葉の除去は地上から4m程度としている ・放射性物質の除去は上層から下層に向かって行う ・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない
			2		作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する

⑨-2	3	本伏せ(施設)	本伏せ工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での本伏せ作業	<ul style="list-style-type: none"> 施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない 原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい 夏場対策でビニールを据上げずる場合、粉塵がほだ木に付着しないようにする ハウス内の清掃、洗浄を行う ほだ木のロット6)管理を徹底する 散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する 原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う 原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所毎にロット6)管理する 山水は使用しない
			使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 	
			放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
			トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	
⑩	1	ほだ木の除染	ほだ木の放射性物質量の低減	浸水、除染機、高圧洗浄機、ブラシ等によるほだ木の除染	<ul style="list-style-type: none"> 浸水、除染機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木・ほだ木を除染する 除染時に発生した、沈殿物、浮遊物に放射性物質が特に吸着しており、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する 排水はゼオライト等で放射性物質を吸着させた後、排水するほうが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置ほだ木を除染し、指標値以下になれば指標値以下のほだ木と同等な扱いになる 飲用水のセシウム基準値は10ベクレル/kgであるが、放射性物質に関する排水基準値はない(ただし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(「線量告示」)平成13年経済産業省告示第187号において、セシウム134、137それぞれ60.90ベクレル/kgと定めている) ほだ木をフェロシアン第二化鉄(紺青/プルシアンブルー)溶液で浸水すると、しいたけへのセシウムの移行が抑制された報告があるが、過去に紺青廃棄物から遊離するシアン化合物による土壤汚染や地下水汚染の可能性が指摘された事例があり、使用は今後の研究成果による
			放射性物質汚染物の処分	除染時に発生した放射性物質汚染物の処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
⑩	ほだ木の除染	体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する 		
		使用機械等の放射性物質量の低減	作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 		
		放射性物質汚染物の処分	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 		
		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
⑪	1	ほだ木管理	<ul style="list-style-type: none"> *重要管理点:3区分(50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類したほだ木の取扱 	指標値(セシウム134,137合計50ベクレル/kg)以下のほだ木の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ほだ木が指標値以下であることを確認することにより使用 	<ul style="list-style-type: none"> 「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理

⑪	2	ほだ木管理	*重要管理点:3区分(50ベクレル/kg以下、50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下、100ベクレル/kg超)に分類したほだ木の取扱	50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下の経過措置対象ほだ木の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木が50ベクレル/kg超100ベクレル/kg以下ほだ木であることを確認 ・望ましくは廃棄処分 ・やむなく使用する場合、同じ都道府県で使用する ・都道府県が行う出荷前検査の前に、生産者が発生したきのこが50ベクレル/kg以下であることを確認するための原木確認検査を行う ・50ベクレル/kg以下きのこが発生したほだ木から発生したきのこは、県が出荷前検査を行い、きのこが基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認すれば出荷できる。ほだ木は検査実施時の発生期間が終了しても継続使用可能であるが、出荷前検査は発生期間の到来の都度行う必要がある。ほだ木はロット⁷⁾管理する。 ・50ベクレル/kg超きのこが発生したほだ木から発生したきのこは、県が出荷前検査を行い、きのこが基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認すれば出荷できる。ただし、ほだ木は検査実施時の発生期間が終了したら廃棄処分する。ほだ木はロット⁸⁾管理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」、同解説に基づき管理 ・指標値は、ほだ木の含水率が12%の状態での値 ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、50-100ベクレル/kgほだ木できのこが50ベクレル/kg以下のほだ木毎に(ロット7)管理を行う ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、50-100ベクレル/kgほだ木できのこが50ベクレル/kg-100ベクレル/kgのほだ木毎に(ロット8)管理を行う
	3			100ベクレル/kg超ほだ木の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木が100ベクレル/kg超であることを確認 ・全て廃棄処分し、使用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定」に基づき管理
⑫-1	1	発生(野外)	発生工程での放射性物質量の低減	野外でのほだ場(人工ほだ場 ^{注2)} を含む)の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しつつ枝葉を除去する(下から4m程度) ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の除去は、上層から下層に向かって行う ・望ましい空間線量率は現時点では示せない ・空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 ・下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない
⑫-1	2	発生(野外)	発生工程での放射性物質量の低減	野外での発生作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木のロット⁹⁾管理を徹底する ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、かやなどを敷くこともある ・浸水、散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ・やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する ・浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽、浸水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する ・原木マイタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土など使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所毎にロット⁹⁾管理を行う ・山水は可能な限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除く
	3		体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する 	
	4			作業終了後、体の裸出部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 	
	5		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 	
	6	発生(野外)	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
	7		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	
	⑫-2	1	発生(施設)	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の低い場所で行う ・必要ならば、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く ・施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案し枝葉を除去する(下から4m程度) ・既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う ・粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する
2			作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する 		

12-2	発生(施設)	発生工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での発生作業	<ul style="list-style-type: none"> 施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない 原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい 夏場対策でビニールを裾上げする場合、粉塵がほだ木に付着しないようにする ハウス内の清掃、洗浄を行う ほだ木のロット⁹⁾管理を徹底する 浸水・散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ハウス外浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する 原木マイタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいので注意 清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う 原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所毎にロット⁹⁾管理する 山水は使用しない 		
		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 			
		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 		
		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 			
		13-1	休養(野外)	休養工程での放射性物質量の低減	野外でのほだ場(人工ほだ場 ^{注2)} を含む)の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の低い場所で行う 必要ならば、下植生、落葉等腐食層、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しつつ枝葉を除去する(下から4m程度) 既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 除染は、上層から下層に向かって行う 望ましい空間線量率は現時点では示せない 空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 下層植生、腐植層、土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない
				休養工程での放射性物質量の低減	野外での休養作業	<ul style="list-style-type: none"> ほだ木のロット¹⁰⁾管理を徹底する 直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う ほだ木はブロックや枕木など上に置き、直接地面につけない ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、かや、シートなどを敷くこともある 散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する やむを得ず、山水を使用する場合は、可能な限り放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用する 貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所毎にロット¹⁰⁾管理を行う 山水は可能な限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除く
体内への放射性物質の取込み防止	作業時の服装			<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を取り込まないように、裸出部分を少なくするため、帽子、マスク、手袋、長靴を着用する 			
体内への放射性物質の取込み防止	作業終了後、体の裸出部分洗浄			<ul style="list-style-type: none"> 手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する 			
使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄			<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、防風ネットなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 			
放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分			<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 		
トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存			<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 			

13-2	1	休養(施設)	施設内の放射性物質量の低減	施設(ハウス)の場所の選定、環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の低い場所で行う 必要ならば、表面土壌(5cm程度)を取り除き、砂利を敷く 施設(ハウス)周辺にスギ、ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を剪定する(下から4m程度) 既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う 粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は[森林における放射性物質の除去及び拡散抑制に関する技術的指針]を公表しており、枝葉は3-4年で更新する 国有林における森林除染事業において、枝葉の除去は地上から4m程度としている 放射性物質の除去は上層から下層に向かって行う 望ましい空間線量率は現時点では示せない 空間線量率が高いと粉塵、土なども高い値であると想定され、原木に粉塵、土が付着しないことが肝要 土壌の除去、砂利の敷設する必要のある空間線量率は現時点ではわからない
	2			作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> 施設(ハウス)内専用の履き物を用意する 	
	3		休養工程での放射性物質量の低減	施設(ハウス)内外での休養作業	<ul style="list-style-type: none"> 施設(ハウス)内に放射性物質が付着している粉塵をもちこまない 原木・ほだ木を施設(ハウス)内にもちこむ場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつけることが望ましい 夏場対策でビニールを据上げずる場合、粉塵がほだ木に付着しないようにする ハウス内の清掃、洗浄を行う ほだ木のロット¹⁰⁾管理を徹底する 散水する水は可能な限り放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用する ハウス外貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質は粉塵を通して持ち込まれる可能性が大きいため注意 清掃は、樹皮破砕物、外部から持ち込まれた汚染物を回収する目的で行う 原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所・休養場所毎にロット¹⁰⁾管理する 山水は使用しない
	4		使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、シートなどは使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 	
	5		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
13-2	6	休養(施設)	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	
14	1	収穫	収穫工程での放射性物質量の低減	収穫作業	<ul style="list-style-type: none"> 収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管する 	
	2	収穫	使用機械等の放射性物質量の低減	使用機械、機材、資材の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 	
	3		放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
	8		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> 生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい 	
15	1		乾燥	施設内の放射性物質量の低減	施設環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設(ハウス)は必要に応じ、シートの張り替え、洗浄を行う 粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられ
2	作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> 施設(ハウス)内専用の履き物を用意する 				
3	乾燥工程での放射性物質量の低減	乾燥作業		<ul style="list-style-type: none"> 乾燥は室内で行い、天日乾燥しない 乾燥機、エビラ、床は使用毎に清掃する 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質が高い値のきのこを乾燥した後、次のきのこの放射性物質量が低い値でも、前の乾燥物の影響を受ける場合があり、注意 	
4	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分		<ul style="list-style-type: none"> 処分場への処分 処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
5	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存		<ul style="list-style-type: none"> 5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 		
16	1	選別・包装・保管	施設内の放射性物質量の低減	施設環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設(ハウス)は必要に応じ洗浄する 粉塵、土などの放射性物質を施設(ハウス)内にもちこまないため、ハウスのシート、施設(ハウス)出入り口を2重にすることも考えられ 	
	2		作業時の服装	<ul style="list-style-type: none"> 施設(ハウス)内専用の履き物を用意する 		
	3		選別・包装・保管工程での放射性物質量の低減	選別・包装・保管作業	<ul style="list-style-type: none"> 選別・包装は室内で行う 包装資材は室内で保管する 商品はロット¹⁰⁾、¹¹⁾管理できるようにする 使用器材、作業台、床は使用毎に清掃する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生きのこは、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所毎にロット¹⁰⁾管理を行う 乾きのこは、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所、乾燥機毎にロット¹¹⁾管理を行う

⑬	4	選別・包装・保管	放射性物質汚染物の処分	放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い
	5		トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	
⑰	1	廃ほだ木の処分	暖房用としての廃ほだ木の使用制限	廃ほだ木が暖房用として使用の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ほだ木が40ベクレル/kg以下の場合、暖房用として使用可能。 ・灰は事業用一般廃棄物として適切に処理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調理加熱用薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23年11月2日林野庁経営課通知) ・40ベクレル/kgは廃ほだ木の含水率が0%の状態でのセシウム134、137の合計値
	2				<ul style="list-style-type: none"> ・廃ほだ木が40ベクレル/kgを超える場合、暖房用と使用不可で、廃棄処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調理加熱用薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23年11月2日林野庁経営課通知)
	3	廃ほだ木放射性物質汚染物の処分	廃ほだ木を放射性物質汚染物としての処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場への処分 ・処分場が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置し、まとめて保管する ・その際、シートなど被せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、処理物が8000ベクレル/kg以下なら事業用一般廃棄物として処分可能であるが、現状において通常の処分場の受入れを拒まれており、処分場が確定していない場合が多い 	
	4	産業廃棄物の処分	放射性物質汚染産業廃棄物の処分	廃プラスチック類の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄資材が廃プラスチック類かの確認をする。廃プラスチック類はビニールハウスなどのビニール、シート、遮光ネット、寒冷紗などである ・処理業者への委託 ・処分業者が決まっていない場合、所有地において仮置き場を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ビニールなどの廃棄物は廃プラスチック類であり、事業用産業廃棄物として処分しなくてはならず、資格のある産業廃棄物業者に処分を委託する必要あり
	5	処分の記録、保存	トレーサビリティ対応	作業活動の記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間の記録、保存が望ましい。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定する 	

注1:それぞれのロットの考えは次のとおり。

1)は「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」での伐採前のきのこ原木を検査する場合の伐採を予定している森林の単位を示すロット

2)は3区分(50ベクレル/kg以下、50-100ベクレル/kg、100ベクレル/kg超)にわけたそれぞれの区分を単位にしたロット

3)は購入原木・ほだ木のひとかたまりを単位にしたロット

4)は伐採年、伐採箇所、植菌場所を単位にしたロット

5)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所毎を単位にしたロット

6)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所毎を単位にしたロット

7)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、50-100ベクレル/kgほだ木できのこが50ベクレル/kg以下のほだ木毎を単位にしたロット、

8)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、50-100ベクレル/kgほだ木できのこが50ベクレル/kg-100ベクレル/kgのほだ木毎を単位にしたロット

9)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所毎を単位にしたロット

10)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所毎を単位にしたロット

11)は、原木の伐採年・伐採箇所、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所、発生場所、休養場所、乾燥機毎を単位にしたロットである。ただし、例えば植菌場所が1箇所のみ場合は植菌場所のロット管理を行う必要はない。

注2:人工ほだ場は閉鎖空間を保っていないので、本生産工程管理では施設と定義しない